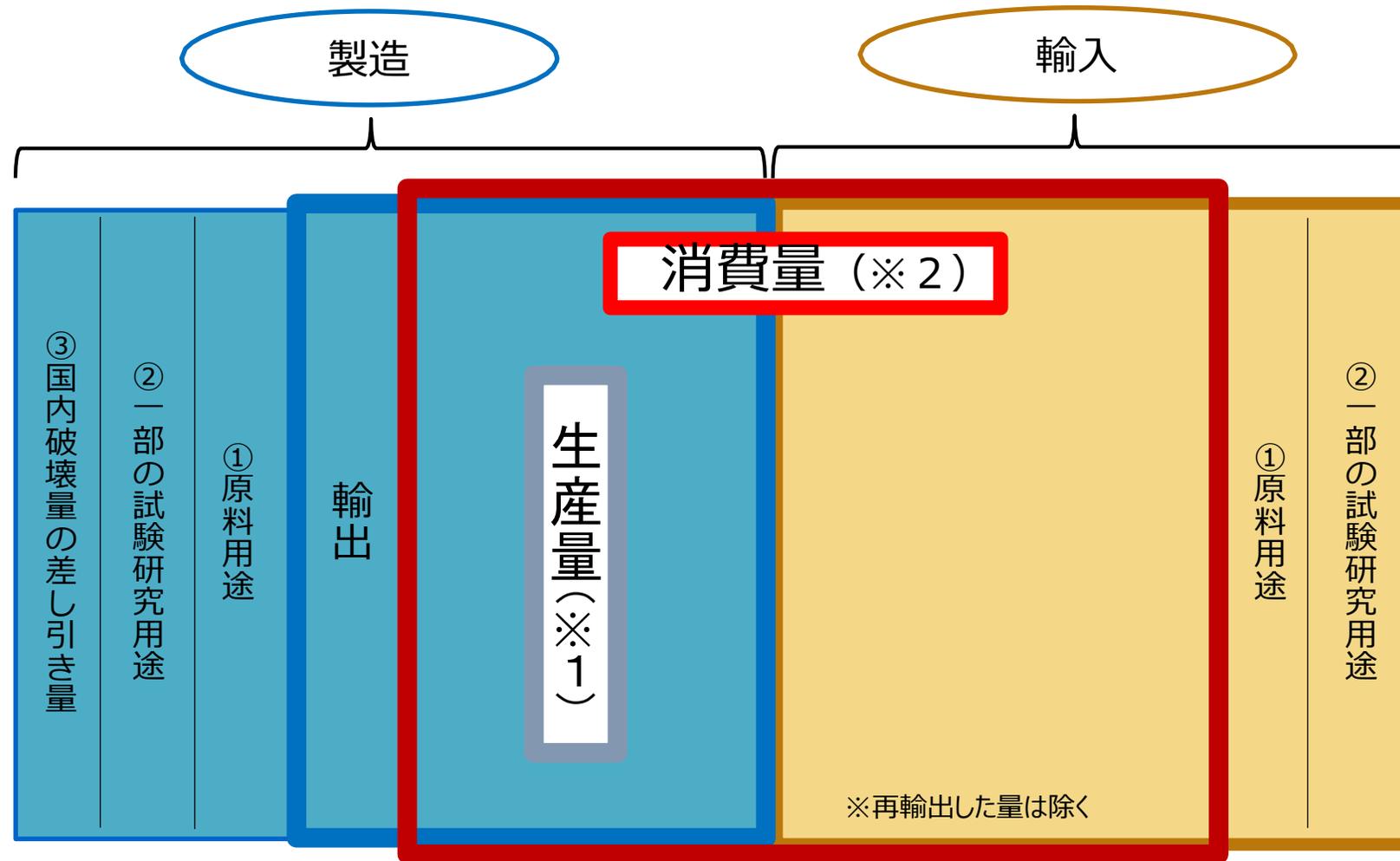


半導体等製造に用いる HFCの製造、輸入に関する 申請手続きの基本的考え方

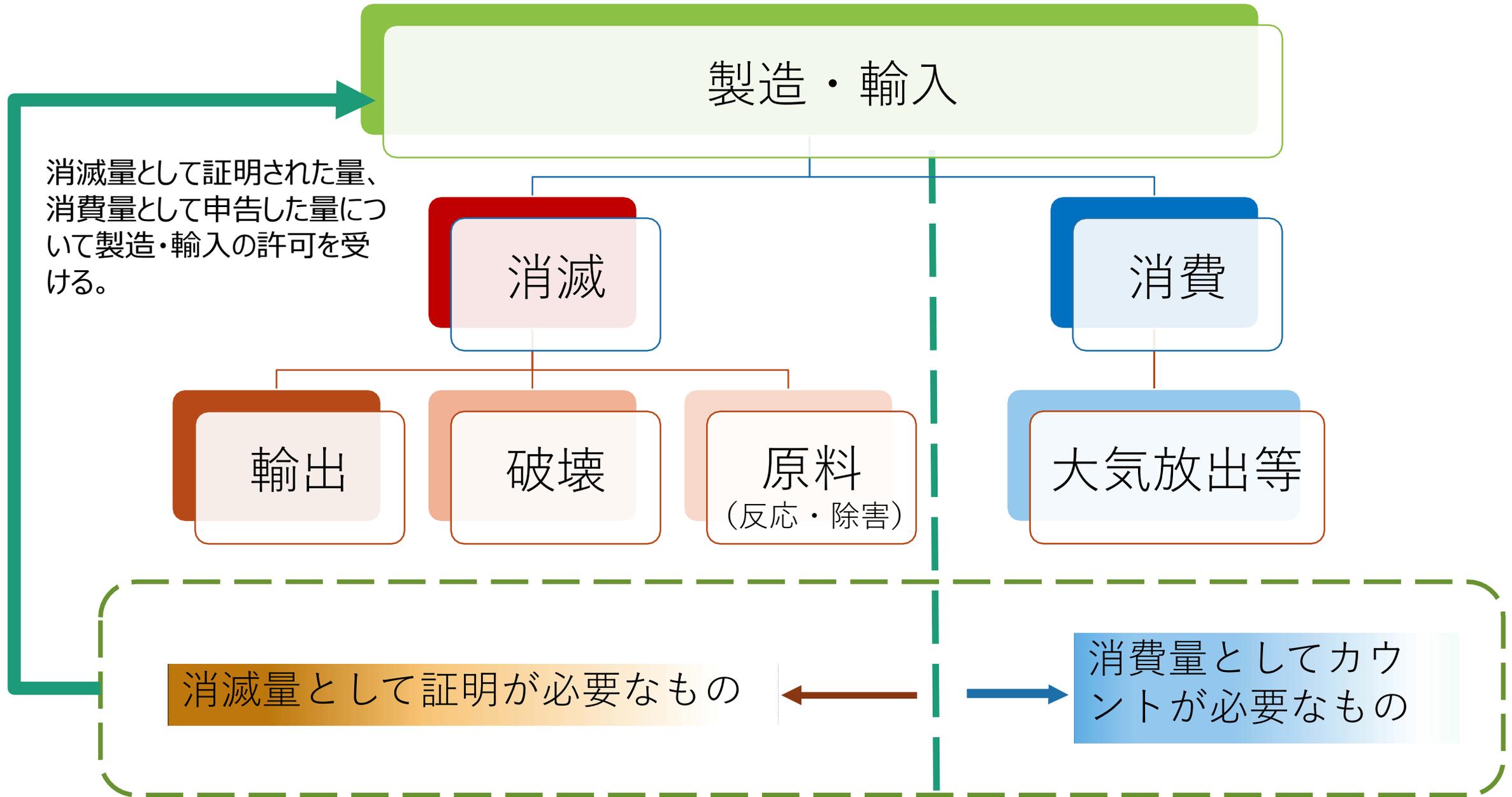
オゾン法対象物質の取扱いの原則①

モントリオール議定書の「生産量・消費量」とオゾン層保護法の「製造・輸入」の概念の関係



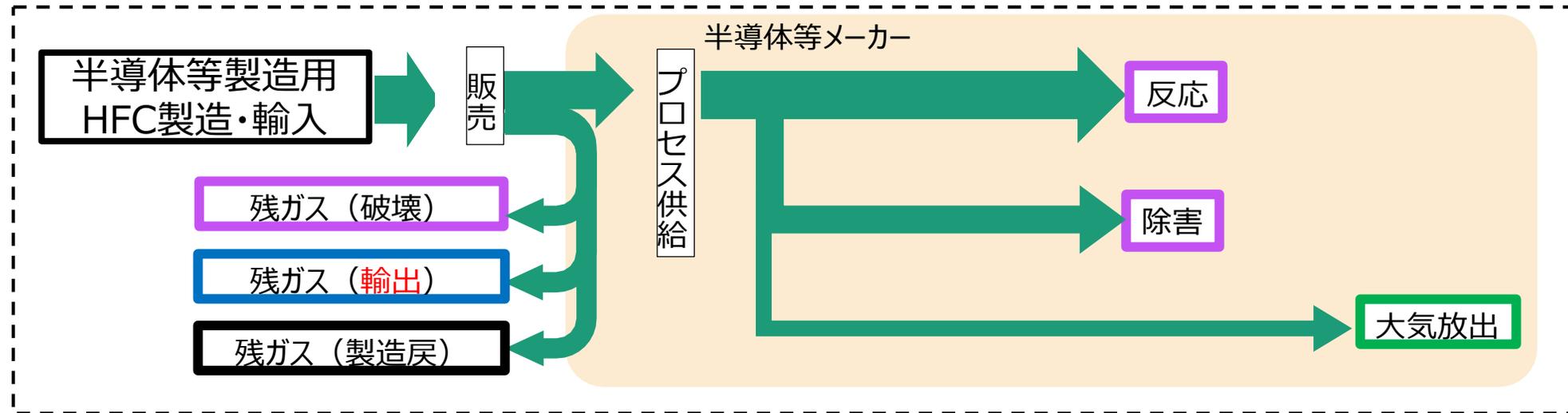
- (※1) 議定書の「生産量」は、製造を行った量のうち、①原料用途分、②締約国会合で認められた一部の試験研究用途分を除き、さらに③国内の破壊量を差し引いたもの。
- (※2) 議定書の「消費量」は、「生産量 + 輸入量 - 輸出货量」。この計算に用いる輸入量は、実際に輸入した量のうち、①原料用途分、②締約国会合で認められた一部の試験研究用途分を除いたもの。

オゾン法対象物質の取扱いの原則②



製造、輸入に係る割当て及び確認の取扱い（総論）

半導体等の製造に用いるHFCの製造・輸入については、下図の考え方で、割当て及び確認を行います。



紫色枠相当分は、原料用途確認の対象（事前確認、割当て対象外）

製造：オゾン法第12条、オゾン法施行規則 **様式第9・第9の2**（e-Gov申請）

輸入：輸入注意事項別紙**様式第1・第2**（NACCS申請）

緑色枠相当分は、オゾン法第4条（製造許可）、第5条（輸入承認）の対象

①製造産業局長内示申請様式第5：製造許可・輸入承認（例外的運用枠）

②製造：オゾン法第4条による特定物質等製造数量許可、輸入：輸入割当承認（輸入発表）

青色枠相当分は、輸出が確実であることの輸入分として輸入承認

①製造産業局長内示申請様式第7：輸入承認（輸出が確実であることの輸入）

②輸入：輸入割当承認（輸入発表）

製造、輸入に係る割当て及び確認の取扱い（イメージ）

<イメージ> 100のHFCが半導体製造用として製造又は輸入される場合の取扱い

仮に、そのHFCを購入した半導体製造事業者において

90が製造プロセスに供給され（ボンベに残る10は破壊）、製造プロセス中においては、54が反応に使用され、32が除害装置で除害、残る4は大気放出、と想定される場合

→ HFCが反応等で別物質に変化する96（=10+54+32）は、原料用途として事前確認の対象、大気放出される4は、製造許可・輸入承認（割当て）の対象となります。

※但し、ボンベに残る10について、破壊する場合には、製造若しくは輸入の原料用途の一部としてカウントしますが、破壊しない場合、国内製造者は自社消費枠として製造とし、輸入者が海外に輸出する場合には、①消費量として自社の消費枠を使う、若しくは②輸出を前提とした輸入として輸入承認を得る必要があります。

国内での製造の場合

原料用途の製造の事前確認

例外的運用枠
(局長内示申請様式第5)
製造許可

原料用途の製造の事前確認

自社の消費枠

例外的運用枠
(局長内示申請様式第5)
製造許可

※残ガスをガスメーカーに戻し、ガスメーカーが破壊するケース

※残ガスをガスメーカーに戻し、ガスメーカーが破壊しないケース（自社消費）

海外からの輸入の場合

原料用途の輸入の事前確認

例外的運用枠
(局長内示申請様式第5)
輸入承認

※残ガスを輸入者に戻し、輸入者が破壊するケース

原料用途の輸入の事前確認

輸出が確実であることの輸入
(局長内示申請様式第7)

例外的運用枠
(局長内示申請様式第5)
輸入承認

※残ガスを輸入者に戻し、輸入者が輸出するケース

原料用途製造・輸入事前確認の申請

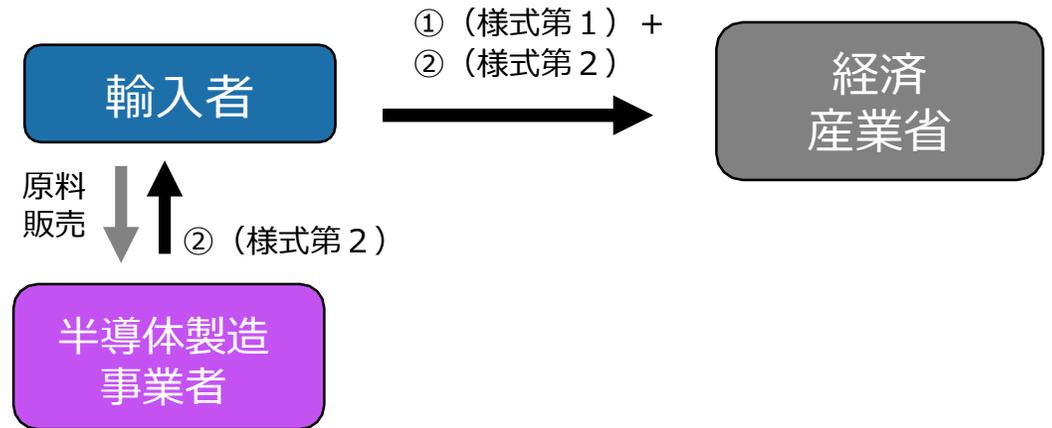
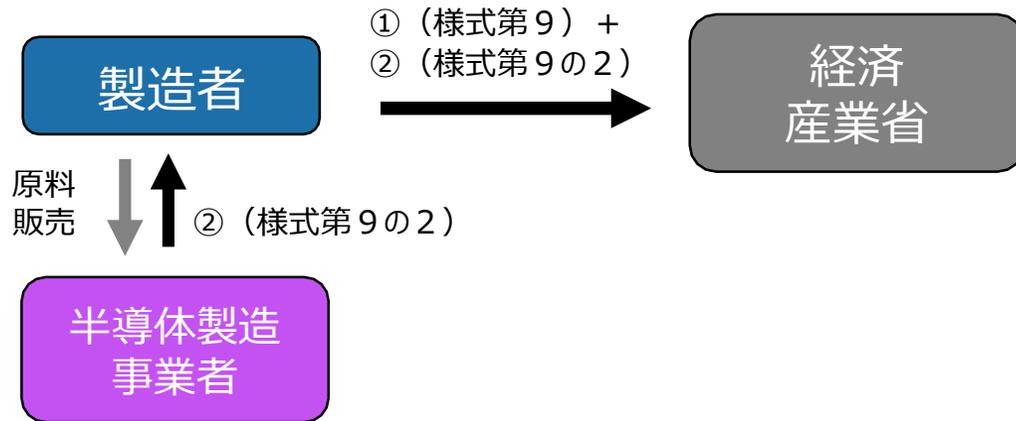
■ 製造の場合

提出法	製造者が、半導体製造事業者の発行する原料用途証明書を付した上で、経済産業省に申請（注）
提出書類	オゾン層保護法施行規則様式第9 原料として使用される特定物質等の製造確認申請書 オゾン層保護法施行規則様式第9の2 特定物質等の原料使用の証明書
申請方法	e-Gov経由

■ 輸入の場合

提出法	輸入者が、半導体製造事業者の発行する原料用途証明書を付した上で、経済産業省に申請（注）
提出書類	輸入注意事項別紙様式第1 原料として使用される物質等の輸入確認申請書 輸入注意事項別紙様式第2 特定物質等の原料使用の証明書
申請方法	NACCS経由

注：原料用途証明書について、B社から直接提出を希望する場合には、申請前にオゾン層保護等推進室に御相談下さい。



原料用途の申請は、**当該数量を製造する前に行う必要があります。**

原料用途の申請は、**当該数量を輸入する前に行う必要があります。**

(例) 製造量の全てを原料用途として使用する方の場合、申請基準値の申請は必要ありませんが、それと同時に、製造数量の割当てがないため、翌年1月から製造したくても枠がありません。そこで前年中に、証明書の提出できる範囲で原料用途申請をする必要があります。

※輸入注意事項：当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モンリオール議定書附属書に掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の確認について

- ・HFCを国内で製造される方（ガスメーカー）

→原料用途製造確認申請と、大気放出量分の製造割当て及び許可申請が必要となります。

- ・HFCを海外から輸入される方（輸入商社等）

→原料用途輸入確認申請と、輸入割当て及び許可申請が必要となります。また、残ガスを輸出する場合には「輸出が確実であることの輸入」（製造産業局長内示申請様式第7）による割当て申請が必要になります。

- ・HFCを製造原料に使用される方（半導体等メーカー）

→ガスメーカーや輸入商社等の方々からの求めに応じ、原料用途証明書を経済産業大臣宛て発出いただく必要があります。（提出する際のルートはガスメーカー、輸入商社等と要相談。）

製造原料にHFCを使用される方

- HFCの製造や輸入を行わず、国内でHFCを購入し、使用されるのみの方は、製造許可や輸入割当て等の経済産業省への申請は必要ありません。
- 一方、ガスメーカーや輸入商社等の方々が、経済産業省にHFCの原料用途の製造や輸入の確認申請を行う際には、原料として使用される方（半導体製造事業者）が発行する原料用途証明書が必要となります。
- このため、半導体製造事業者は、そのHFCの調達先であるガスメーカーや輸入商社等の方からの求めに応じ、原料用途証明書（※）を発出いただく場合があります。
- この証明書の経済産業省への提出は、以下の2通りが考えられます。但し、いずれの場合であっても、原料用途証明書をガスメーカー若しくは輸入商社に通知する必要があります。また、②の場合には、どのガスメーカーの申請に対応する証明なのかを明示する必要があります。
 - ①ガスメーカーもしくは輸入商社がとりまとめて経済産業省に提出する
 - ②ガスメーカーもしくは輸入商社等に証明内容を開示したくない者は、直接経済産業省へ提出する

(参考) 製造原料にHFCを使用される方(手続きの流れ)

